

運転免許に係る講習等の実施に関する規程

平成 21 年 5 月 29 日
福井県公安委員会規程第 5 号

改正

平成 22 年 12 月 24 日公委規程第 3 号 平成 23 年 10 月 14 日公委規程第 2 号 平成 24 年 3 月 16 日公委規程第 2 号
平成 25 年 8 月 27 日公委規程第 8 号 平成 25 年 11 月 11 日公委規程第 9 号 平成 26 年 5 月 26 日公委規程第 4 号
平成 27 年 5 月 22 日公委規程第 3 号 平成 29 年 2 月 24 日公委規程第 6 号 平成 31 年 3 月 14 日公委規程第 3 号
令和 2 年 12 月 15 日公委規程第 3 号 令和 4 年 5 月 12 日公委規程第 12 号 令和 4 年 10 月 27 日公委規程第 21 号
令和 5 年 6 月 29 日公委規程第 14 号

運転免許に係る講習等の実施に関する規程を次のように定める。

運転免許に係る講習等の実施に関する規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 停止処分者講習（第 8 条－第 10 条）

第 3 章 更新時講習並びに特定失効者及び特定取消処分者に対する講習（第 11 条－第 15 条）

第 4 章 高齢者講習等（第 16 条－第 29 条）

第 5 章 違反者講習（第 30 条－第 34 条）

第 6 章 特定任意講習（第 35 条－第 38 条）

第 7 章 雑則（第 39 条－第 44 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「施行令」という。）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「講習規則」という。）及び福井県道路交通法施行細則（昭和 43 年福井県公安委員会規則第 1 号。以下「県細則」という。）に基づく講習等の実施等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において掲げる講習等は、法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ並びに法第 108 条の 2 第 1 項及び第 2 項に掲げる次の検査及び講習（以下「講習等」という。）をいう。

- (1) 認知機能検査（更新時及び臨時の認知機能検査を含む。）
- (2) 運転技能検査（更新時の運転技能検査を含む。）
- (3) 停止処分者講習
- (4) 更新時講習並びに特定失効者及び特定取消処分者に対する講習
- (5) 高齢者講習及び臨時高齢者講習
- (6) 違反者講習
- (7) 特定任意講習

（講習機関等）

第3条 講習等は、法第108条第1項及び第108条の2第3項の規定により福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習等の実施について委託を受けた一般社団法人又は一般財団法人その他の者（以下「講習機関等」という。）が行うものとする。

2 講習機関等には、管理者を置くものとし、必要に応じて前条第1項第1号及び第2号の検査に従事する者（以下「検査員」という。）又は前条第1項第3号から第7号までの講習における指導に従事する者（以下「講習指導員」という。）その他の職員を置くものとする。

（講習施設）

第4条 講習機関等の施設は、所要の受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、所要の運転適性検査器材を備えた施設、コース等講習の実施に必要な施設が確保されていなければならない。

（講習指導員等の資格）

第5条 検査員又は講習指導員（以下「講習指導員等」という。）は、講習規則に定めるもののほか、それぞれ次の各号に掲げる資格要件を有する者とする。

(1) 停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員は、次のとおりとする。

ア 年齢25歳以上の者であること。

イ 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

(イ) 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イ）に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

エ 次のいずれにも該当する者であること。

(ア) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

b 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、aに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

b 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

c 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、a又はbに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
オ 次のいずれかに該当する者であること。

(7) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修をいう。）を終了した者

カ 社会参加活動に係る講習指導員

違反者講習の講習内容のうち、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）の体験をさせることのみを担当する者については、アからオまでの要件に該当する必要はないが、社会参加活動そのものが講習内容であることに鑑み、それぞれの活動についての講習指導員としてふさわしい者であると公安委員会が認める者とする。

(2) 運転技能検査員及び高齢者講習指導員は、次のとおりとする。

ア 年齢21歳以上の者であること。

イ 運転技能検査又は高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者

(イ) 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（（イ）に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

エ 次のいずれにも該当する者であること。

(7) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

b 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間が1年に満たない者のうち、別に定める公安委員会が行う所要の講習を受けた者

(イ) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

a 普通自動車に係る教習指導資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上であるもの

b 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、aに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

オ 次のいずれかに該当する者であること。ただし、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）が施行された令和4年5月13日より前に、（ア）に該当し、又は令和4年3月31日以前に（イ）に該当した者については、講習規則附則第5条に規定する高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関するものとして、公安委員会が実施した改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習を受けていること。

（ア） 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

（イ） 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。）をいう。）を終了した者

（3） 更新時講習指導員及び特定任意講習指導員は、次のとおりとする。

自動車等の運転経歴や交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者

（4） 認知機能検査員は、次のいずれにも該当する者であること。

ア 年齢21歳以上の者であること。

イ 公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は公安委員会が実施する認知機能検査員講習を終了した者

（講習指導員等の任命等）

第6条 講習機関等が講習指導員等を任命又は解任しようとするときは、講習指導員等任命（解任）報告書（別記様式第1号）により報告するものとする。この場合において、講習指導員等を任命する場合には、資格要件を充足することを明らかにした書面の写しを同報告書に添付するものとする。

（講習指導員等の解任勧告等）

第7条 講習機関等は、講習指導員等が第5条の資格を有しなくなったとき又はその地位にとどまることが適当でないと認められる事情が生じたときは、速やかに公安委員会に報告するものとし、事案を知り得た公安委員会は、事実関係を調査し、当該講習機関等に対し講習指導員の解任又はその者の業務を必要な期間停止することを勧告するものとする。

第2章 停止処分者講習

（実施基準）

第8条 停止処分者講習は、停止処分者講習実施基準（別表第1）、停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第2）により行うものとする。

（受講申請書の受理）

第9条 県細則第34条第2項に定める停止処分者講習受講申請書は、講習を行う場所において受理するものとする。

（結果報告）

第10条 講習機関の公安委員会に対する報告は、講習を終了した当日に、受講規律違反者報告書（別記様式第2号）及び停止処分者講習実施結果報告書（別記様式第3号）に停止処分者講習受講申請書を添えて行うものとする。

第3章 更新時講習並びに特定失効者及び特定取消処分者に対する講習

（実施基準）

第11条 更新時講習並びに特定失効者（法97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいう。以下同じ。）及び特定取消処分者（法97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者をいう。以下同じ。）に対する講習（以下「更新時講習」という。）は、更

新時講習実施基準（別表第3）、更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第4）により行うものとする。

（講習の区分）

第12条 更新時講習の区分ごとの対象者は次のとおりとする。

(1) 優良運転者講習（施行規則第38条第11項第1号の表の一の項に規定する講習をいう。以下同じ。）

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める期間において、違反行為（施行令別表第2の1の表上欄に掲げるものをいう。）又は施行令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為（以下「違反行為等」という。）をしなかったもの

ア 法第101条第6項の規定により免許証の更新を受けた者

更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の40日前の日前5年間

イ 法第101条の2第4項の規定により免許証の更新を受けた者

法第101条の2第3項の規定による適性検査を受けた日前5年間（特定誕生日の40日前の日以降であるときは、特定誕生日の40日前の日前5年間）

ウ 施行令第33条の6の2の各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果法第105条の規定により効力を失った日から起算して6月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けなかつた者にあつては、当該効力を失った日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月）を経過しない者に限る。）で、法第92条第1項の規定により免許証の交付を受けたもの

更新を受けることができなかつた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間

エ 特定取消処分者（法第97条の2第1項第5号）で、取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日の翌日以後に再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付を受けたもの

取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間

オ 特定取消処分者で、取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日以前に再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付を受けたもの

交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日前5年間

(2) 一般運転者講習（施行規則第38条第11項第1号の表の二の項に規定する講習をいう。以下同じ。）

ア 更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、（1）アからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間において、軽微違反行為（法第102条の2に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）1回のほか違反行為等をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあつては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していないときに限る。以下同じ。）

イ 特別特定失効者で、一般運転者講習の受講を申し出るもの

ウ 特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする

る者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの

- (3) 違反運転者講習（施行規則第38条第11項第1号の表の三の項に規定する講習をいう。以下同じ。）

（1）アからオまでに掲げる者で、それぞれに掲げる区分に定める期間又は特定失効者（（1）ウの者を除く。）で、失効した免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがあるもの（軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがない場合を除く。）

- (4) 初回更新者講習（施行規則第38条第11項第1号の表の四の項に規定する講習をいう。以下同じ。）

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年未満である者（（2）ウの者を除く。）で、（1）アからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間、又は、特定失効者（（1）ウ及び（2）イの者を除く。）で、失効した免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの

（受講申請書の受理）

第13条 更新時講習受講申請書（県細則様式第21号の8）は、運転免許証を更新する場所において受理するものとする。

（受講期間）

第14条 運転免許証の更新申請者の受講期間は、運転免許証更新申請書（施行規則別記様式第18）の提出日（経由申請者は、経由申請を行った日をいう。）から更新された運転免許証の交付日までとする。

- 2 特定失効者及び特定取消処分者は、運転免許申請書（施行規則別記様式第12号）の提出日に更新時講習を受けることができるものとする。

（結果報告）

第15条 講習機関等の公安委員会に対する報告は、更新時講習実施結果報告書（別記様式第4号）により翌月5日までに於けるものとする。

第4章 高齢者講習等

（認知機能検査）

第16条 認知機能検査は、法第101条の7第3項に規定される者に対する検査（以下「臨時認知機能検査」という。）とその他の認知機能検査（以下「更新時認知機能検査」という。）に区分する。

- 2 認知機能検査は、警察庁が別に定める実施要領により於けるものとする。この場合において、認知機能検査は何度でも受検が可能であり、その都度手数料が必要になることを教示するものとする。

（更新時認知機能検査の通知等）

第17条 更新時認知機能検査の通知（以下「認知機能検査通知書」という。）は、運転免許証の有効期間が満了する日のおおむね190日前に送付するものとする。

- 2 認知機能検査通知書には、法第101条の4第5項第2号に規定する事項のほか、検査の概要、検査の所要時間、携行品（当該通知書、運転免許証及び検査費用）、高齢者講習の通知（以下「高齢者講習通知書」という。）の内容その他必要と判断される事項を記載するものとする。

- 3 認知機能検査通知書は、普通郵便によりシール式はがきにて通知するものとする。

（臨時認知機能検査の通知等）

第18条 臨時認知機能検査の通知は、臨時認知機能検査通知書（施行規則別記様式第18の6）によるほか、必要な事項を通知するものとする。

2 臨時認知機能検査通知書の送付は、配達証明郵便に付して行うものとする。この場合において、通知は封書によるものとするが、シール式はがきによっても行うことができる。

3 臨時認知機能検査の対象者が、やむを得ない理由により受検期間内に受検できず、その後検査を受けたい旨申し出た場合で、やむを得ない理由のあったことを証するに足りる書類を提出させ、書類により相当な理由の確認ができたときは、速やかに検査を受けさせるものとする。

（認知機能検査申請書の受理）

第19条 認知機能検査申請書（県細則様式第14号の2）は、検査を行う場所において受理するものとする。

（認知機能検査結果通知書の交付）

第20条 認知機能検査を実施した結果については、認知機能検査結果通知書（別記様式第5号）により受検者に交付するものとする。

2 認知機能検査結果通知書は、運転免許証の更新時又は臨時高齢者講習の受講時に必要な書類であるため、当該通知書を持参すべき旨を教示するものとする。

（認知機能検査結果報告）

第21条 講習機関等の公安委員会に対する報告は、認知機能検査実施結果報告書（別記様式第6号）又は高齢者講習等実施結果報告書（別記様式第6号の2）に認知機能検査実施時の検査用紙及び認知機能検査申請書を添えて行うものとする。

（運転技能検査の実施基準）

第21条の2 運転技能検査は、運転技能検査実施基準（別表第4の2）により行うものとする。この場合において、運転技能検査は、更新期限の満了日までに何度でも受検が可能であり、その都度手数料が必要になることを教示するものとする。

（運転技能検査の通知等）

第21条の3 運転技能検査の通知書（以下「運転技能検査通知書」という。）は、運転免許証の有効期間が満了する日のおおむね190日前に送付するものとする。

2 運転技能検査通知書には、法第101条の4第5項第3号に規定する事項のほか、検査の概要、検査の所要時間、携行品（当該通知書、運転免許証及び検査費用）、認知機能検査通知書の内容、高齢者講習通知書の内容その他必要と判断される事項を記載するものとする。

3 運転技能検査通知書は、普通郵便によりシール式はがきにて通知するものとする。

（運転技能検査申請書の受理）

第21条の4 運転技能検査申請書（県細則様式第14号の3）は、検査を行う場所において受理するものとする。

（運転技能検査結果報告）

第21条の5 講習機関等の公安委員会に対する報告は、高齢者講習等実施結果報告書に運転技能検査実施時の運転評価票及び運転技能検査申請書を添えて行うものとする。

（運転技能検査受検結果証明書の交付）

第21条の6 検査の成績が70点以上の者に対しては、運転技能検査受検結果証明書（別記様式第6号の3）を交付することとする。ただし、検査の成績が70点未満の者が同証明書の交付を希望する場合は、同証明書を交付することができる。

2 運転技能検査受検結果証明書は、運転免許証の更新時に当該証明書を持参すべき旨を教示するものとする。

（高齢者講習実施基準）

第22条 高齢者講習は、高齢者講習実施基準（別表第5）、高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第6）により行うものとする。

（高齢者講習の通知等）

第23条 高齢者講習通知書は、運転免許証の有効期間が満了する日のおおむね190日前に送付するものとする。

2 高齢者講習通知書には、法第101条の4第5項第1号に規定する事項のほか、講習の所要時間、携行品（当該通知書、運転免許証、筆記用具、講習費用その他講習に必要なものをいう。）、服装等の受講上の注意事項を記載するものとする。

3 高齢者講習通知書は、普通郵便によりシール式はがきにて通知するものとする。

（臨時高齢者講習の通知等）

第24条 臨時高齢者講習の通知は、臨時高齢者講習通知書（施行規則別記様式第18の7）によるほか、講習に必要な事項を通知するものとする。

2 講習日時及び講習場所（以下「講習日時等」という。）の指定に当たっては、受講者の利便を考慮するとともに、講習の効率性を勘案して行うものとする。

なお、指定した講習日時等について、受講者の都合により受講できない旨の申出があった場合は、改めて指定する。

3 臨時高齢者講習通知書の送付は、配達証明郵便に付して行うものとする。この場合において、通知は封書によるものとするが、シール式はがきによっても行うことができるものとする。ただし、受講対象者に適切な受講案内ができる場合には、この限りではない。

4 講習対象者が、やむを得ない理由により受講期間内に受講できず、その後に講習を受けたいと申し出た場合には、やむを得ない理由のあったことを証するに足りる書類を提出させ、書類により相当な理由の確認ができたときには、速やかに講習を受けさせるようにすること。

（受講申請書の受理）

第25条 高齢者講習受講申請書（県細則様式第21号の10）は、講習を行う場所において受理するものとする。

（講習終了証明書の交付）

第26条 高齢者講習及び臨時高齢者講習を終了した者に対しては、高齢者講習終了証明書（施行規則別記様式第22の10の7）を交付するものとする。この場合において、交付の際には、運転免許証の更新時に当該証明書を持参すべき旨を教示するものとする。

（特定失効者及び特定取消処分者に対する取扱い）

第27条 高齢者講習を受講する特定失効者及び特定取消処分者は、運転免許試験の一部免除を申請する日における年齢が70歳以上の者であることから、本籍地明記の住民票の写し等添付書類により生年月日を確実に点検すること。

2 特定失効者及び特定取消処分者が運転免許試験の一部免除を受ける場合は、高齢者講習の受講日が、免許申請書を提出した日前1年以内に受けた者であることを証明終了書により確認すること。

（その他）

第28条 受講者は、一般に講習を受講することが不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から講習終了時まで、受講者の心情に配慮した対応に努めること。特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、受講者に試験特有の張り詰めた雰囲気 unnecessary に与えて緊張させることのないよう配慮すること。

2 受講者は70歳以上の高齢者であり、身体的機能や運転技能が低下している者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期すこと。

（結果報告及び登録）

第29条 講習機関の公安委員会に対する報告は、高齢者講習等実施結果報告書に高齢者講習受講申請書を添えて行うものとする。

2 公安委員会は、75歳以上を対象とした高齢者講習及び臨時高齢者講習を実施し、又は講習の実施結果の報告を受けたときは、警察庁が定めるところにより、運転者管理システムに登録するものとする。

第5章 違反者講習

(実施基準)

第30条 違反者講習は、違反者講習実施基準（別表第7）、違反者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第8）により行うものとする。

(講習の通知等)

第31条 講習の通知は、違反者講習通知書（施行規則別記様式第22の11の2）によるほか、講習に必要な事項を通知するものとする。

2 講習日時を指定するに当たっては、受講者の利便を考慮するとともに、講習の効率性を勘案して行うものとする。

なお、講習指定日において、受講者の都合により受講できない旨申出があったときは、改めて指定するよう配慮すること。

3 違反者講習通知書の送付は、配達証明郵便に付すること。この場合において通知は封書によるものとするが、シール式はがきによっても行うことができるものとする。

4 講習対象者がやむを得ない理由により受講期間内に講習を受けられず、その後に講習を受けたいと申し出た場合には、やむを得ない理由のあったことを証するに足る書類を提出させ、書類により相当な理由の確認ができたときには、速やかに講習を受けさせるようにすること。

(受講申請書の受理)

第32条 違反者講習受講申請書（県細則様式第21号の11）は、座学の講習を行う場所において受理するものとする。

(結果報告)

第33条 講習機関の公安委員会に対する報告は、講習を終了した当日に、違反者講習実施結果報告書（別記様式第9号）に違反者講習受講申請書を添えて行うものとする。

(講習の移送等)

第34条 公安委員会は、講習対象者が住所地を他の都道府県に変更していたときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、速やかに変更した住所地を管轄する公安委員会に違反者講習移送通知書（別記様式第10号又は別記様式第11号）又は違反者講習通知移送通知書（別記様式第12号又は別記様式第13号）を送付するものとする。

2 違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書の送付を受けた公安委員会は、講習対象者が受講期間内に講習を受けなかった場合は、その者が違反者講習の基準に該当することとなったときの住所地を管轄する公安委員会に違反者講習期間経過通知書（別記様式第14号又は別記様式第15号）を送付するものとする。

第6章 特定任意講習

(実施基準)

第35条 特定任意講習は、特定任意講習実施基準（別表第9）、特定任意講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第10）により行うものとする。

(受講申請書の受理)

第36条 特定任意講習等受講申請書（県細則様式第21号の9）は、講習を行う場所において受理するものとする。

2 地域、職域、団体等（以下「団体等」という。）の事業所において特定任意講習を行

うときは、団体等の代表者が前項の受講申請書に特定任意講習受講者名簿（別記様式第16号）を添付して申請することができるものとする。

（講習終了証明書の交付）

第37条 講習機関等が特定任意講習を行ったときは、当該講習を終了した者からの申出により特定任意講習終了証明書（講習規則別記様式第2号）を交付するものとする。ただし、団体等の事業所において行ったときは、団体等の代表者を通じて交付することができるものとする。この場合において、交付の際には、運転免許証の更新時に当該証明書を持参すべき旨を教示するものとする。

（結果報告）

第38条 講習機関等の公安委員会に対する報告は、特定任意講習実施結果報告書（別記様式第17号）に特定任意講習等受講申請書を添えて行うものとする。

第7章 雑則

（講習指導員の責務）

第39条 講習指導員等は、講習効果が向上し、かつ、印象に残る講習となるよう努めるとともに、資格要件に抵触したとき、又は抵触したと料料されるときは、講習機関等に速やかに申告するものとし、申告を受けた講習機関等は、第7条の規定に基づき公安委員会に勧告するものとする。

（受講者の確認）

第40条 受講に際しては、講習通知書、運転免許証等により受講者本人であることを確認するものとする。

（講習効果の測定）

第41条 講習機関等は、停止処分者講習、高齢者講習、臨時高齢者講習及び違反者講習の講習効果を測定するため、受講者の受講後の交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めるものとする。

（指導監督等）

第42条 本部長は、講習機関等に対して、この規定に適合した講習等を行わせるため、次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 定期又は随時に検査すること。
 - (2) 必要な報告又は資料の提出を求めること。
 - (3) 必要な指導、助言又は資料の提供を行うこと。
- 2 本部長は、講習機関等に対して、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるよう指示することができる。
- 3 本部長は、講習機関等に対して、講習内容の充実及び職員の指導能力の向上を図るため、研修等の実施を指示することができる。

（秘密の保持）

第43条 講習等の実施に関し、業務上知り得た秘密は、これを他人に漏らしてはならない。

（その他）

第44条 講習等業務の運営について、この規程に特段の定めがない事項については本部長がその都度指示するものとし、事後、速やかに公安委員会へ報告するものとする。

附 則（平成21年5月29日福井県公安委員会規程第5号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年12月24日福井県公安委員会規程第3号）

この規程は、平成22年12月27日から施行する。

附 則（平成23年10月14日福井県公安委員会規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日福井県公安委員会規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月27日福井県公安委員会規程第8号）

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成25年11月11日福井県公安委員会規程第9号）

この規程は、平成25年11月11日から施行する。

附 則（平成26年5月26日福井県公安委員会規程第4号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月22日福井県公安委員会規程第3号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成29年2月24日福井県公安委員会規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年3月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条の4第1項の規定により行われる講習及び高齢者講習終了証明書の様式については、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第17条第1項の規定を適用する。

附 則（平成31年3月14日福井県公安委員会規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月15日福井県公安委員会規程第3号）

この規程は、令和2年12月15日から施行する。

附 則（令和4年5月12日福井県公安委員会規程第12号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和4年10月27日福井県公安委員会規程第21号）

この規程は、令和4年10月27日から施行する。

附 則（令和5年6月29日福井県公安委員会規程第14号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

様式省略